

入札説明書

令和6年札幌市告示第1535号に基づく入札等については、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年規則第79号）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和6年4月8日

2 契約担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1 下水道河川局庁舎3階

札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課契約担当（電話 011 - 818 - 3413 FAX 011-812-5203）

メールアドレス gesui-keieikikaku-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

基幹業務システム等の再構築に係る調査検討業務

(2) 調達案件の仕様及び履行場所

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年8月31日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札方式

本調達は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の調達である。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先

札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目） 電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

ウ 受付期間

告示日から令和6年4月30日（火）17時00分（必着とする。）まで

(4) 本市が定める個人情報取扱安全管理基準に適合する管理体制を有していること。

- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると

認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

開札後、落札の決定を保留し、札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、下記(2)の総合評価の方法によって得られた得点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、本入札は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、価格以外の要素に係る評価（企画評価）において一定の基準に達しない者を失格とし、落札者としえないものとする。なお、一定の基準とは、下記(2)イ(イ)に示す企画評価における標準点をいう。

(2) 総合評価の方法（落札者決定基準）

ア 評価は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、入札価格（以下「入札書記載金額」という。）並びに企画提案書及びプレゼンテーションに基づき行うものとする。

イ 評価は、「価格評価」及び「企画評価」に区分し、その配点をそれぞれ次のとおりとする。

(ア) 価格評価 300点

(イ) 企画評価 900点（標準点：360点）

ウ 総合評価点は、次に掲げる算定式により算定する。

総合評価点＝価格評価点＋企画評価点

エ 価格評価点は、次の算定式により算定する。ただし、価格評価点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数第1位までの値とする。（入札書比較価格とは、予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をいう。）

価格評価点＝300点×（1－入札書記載金額／入札書比較価格）

オ 価格以外の要素の評価（企画評価）の概要は次のとおりとし、その詳細は、別記1「落札者決定基準」による。

(ア) 業務目的の理解

(イ) 取組方針・内容

(ウ) 成果物

(エ) スケジュール

(オ) 実施体制

(カ) その他の提案

カ 落札者となるべき同じ総合評価点の者が2人以上あるときは、その者のうち、企画評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、企画評価点の最も高い者が2人以上あるときは、その者のうち、入札書記載金額の最も低い者を落札者とし、なおもって入札書記載金額が同額である場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、くじ引きの場所、日時等については、該当する者に別途通知する。また、該当者又はその代理人が直接くじを引かないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本市の職員がくじを引くものとする。

(3) 落札者の決定

落札者を決定したときは、総合評価に係る審査結果について、入札に参加した者に対し、適当な方法により通知する。なお、落札決定は、令和6年6月21日（金）までに行う予定である。

(4) 総合評価の結果の公表について

ア 落札者決定後、本調達における入札結果を公表する。

イ 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者は、公表された自らの評価点に疑義がある場合は、上記(3)の通知をした日の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に、書面により疑義の照会を行うことができる。なお、その場合の回答は、書面にて後日行う。

6 入札手続等

(1) 入札書、審査書類及び企画提案書の提出

この総合評価落札方式による一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札書、入札参加資格の審査に必要な書類（以下「審査書類」という。）及び上記5(2)アの企画提案書（以下「入札書等」という。）を同時に提出期限までに提出しなければならない。

ア 入札書

入札書は、別紙1の様式にて作成すること。

イ 審査書類

上記4の入札参加資格の審査にあたっては、次に掲げる書類を提出すること。

- (ア) 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書（別紙3）
- (イ) 個人情報取扱安全管理基準適合申出書（別紙3-別添）
- (ウ) 資本関係・人的関係調書（別紙3-別紙）
- (エ) 事業協同組合等にあつては、組合員名簿の写し（別紙3に添付して提出）

ウ 企画提案書

入札参加者は、仕様書等を十分に把握し、別記1-別表に掲げる評価項目に応じて、別記2「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき、実現可能な企画提案内容を記載して企画提案書を作成すること。

なお、作成要領に基づいて作成されていないもの又は企画提案内容に記載漏れ若しくは不備があるもの（軽微な誤りであるものを除く。）については、その企画提案を評価せず、当該入札参加者を失格とする場合があるので、十分留意して作成すること。

(2) 入札書等の提出方法等

入札参加者は、次のとおり入札書等を提出しなければならない。

ア 提出期限

令和6年5月27日(月) 16時00分（必着とする。）

イ 提出方法

持参又は送付により提出すること。なお、ファックス、電子メールその他の方法による提出は認めない。

ウ 提出場所

上記2に同じ。（持参の場合は、札幌市下水道河川局庁舎3階 事務室窓口で提出すること。）

(3) 入札書等の提出にあたっての留意事項

ア 入札書の封入等

入札書は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年5月29日開札〔基幹業務システム等の再構築に係る調査検討業務〕の入札書在中」の旨を記載すること。

イ 持参による提出の場合

上記アの封書（入札書）に、審査書類及び企画提案書（封入封印不要）を添えて提出すること。また、代理人が入札する場合にあつては、委任状（別紙2）は入札書と同封せず提出すること。

ウ 送付による提出の場合

上記アの封書（入札書）、審査書類及び企画提案書を、同一の外封筒に入れ（二重封筒とすること）、外封に「令和6年5月29日開札〔基幹業務システム等の再構築に係る調査検討業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記(2)アの提出期限までに必着するように送付すること。

また、代理人が入札する場合にあつては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れること。

(4) 代理人による入札

ア 代理人（又は復代理人。以下同じ。）が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状を入札書とともに提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができ

ない。

(5) 入札者に要求される事項

ア 入札参加者は、落札決定までの間において、入札書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、いったん提出した入札書等について、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

ウ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札書等の提出後、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

エ 入札参加者は、告示及び本説明書に定めるもののほか、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得その他関係法令を遵守しなければならない。

(6) 入札保証金

免除する。

(7) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記2に同じ。

(8) 契約条項等の交付方法

上記2の場所で交付するほか、下水道河川局のホームページからダウンロードできる。

(9) 入札参加資格の確認

入札参加者から提出された上記(1)イの審査書類を審査した結果、上記4の入札参加資格を有する者であると認められないことを確認した場合（審査書類の不備により入札参加資格を有することが確認できない場合を含む。）は、その旨を下記7(1)の開札日時までに当該者に通知するとともに、その者の入札を無効とする。

7 開札等

(1) 開札の日時及び場所

令和6年5月29日(水) 9時30分

札幌市下水道河川局庁舎 1階入札室（住所は上記2に同じ。）

(2) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札執行者又はその補助者の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行者又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札を終えるまで開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、次の事項を告げた後、落札を保留して開札を終えるものとする。

(ア) 入札が無効となる入札参加者

(イ) 予定価格の制限の範囲を超える価格で入札をした入札参加者

(ウ) 上記(ア)又は(イ)に該当しない者のうち、低廉な価格で入札した入札参加者

(3) 再度の入札

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8条各号の一に該当する入札

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受理した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときにおける入札

ウ 上記6(2)アの入札書等の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記4の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

エ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(6) 落札者となる者がなかったとき

予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、落札者となる者がなかったときは、再度の入札を行う。この場合において、上記(4)に基づき入札が無効となった者又は企画提案に関する評価において失格となった者は、再度の入札に参加できないものとする。

なお、この再度の入札は、上記(3)の再度の入札を含め、2回を限度として行う。

8 プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書の内容について、入札参加者に詳細な説明を求めめるため、次のとおり上記5(2)アのプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションの詳細については対象者あてに別途通知する。

(1) プレゼンテーションの実施時期及び場所

令和6年6月上旬

札幌市下水道河川局庁舎（住所は上記2に同じ。）

(2) プレゼンテーションの概要

ア 形式

入札参加者が本市に対して、対面により企画提案内容を説明した後、本市からの質疑を受け、直接その場で回答する形式で行う。

イ 出席者

入札参加者の説明者は3人以内とし、いずれも入札参加者に直接雇用されている者が出席すること。

ウ 実施日時及び所要時間

入札参加者ごとに指定する日時に行う。

入札参加者の提案説明は30分以内とし、その後、質疑応答の時間（15分程度）を設ける。

エ 説明時に使用する機器

入札参加者は、プレゼンテーション会場において、本市が準備するプロジェクター及び投影用スクリーンを使用することができる。ただし、説明者が使用するパソコン等の機器は、入札参加者が用意すること。

オ 説明資料

提案説明は入札時に提出された企画提案書を資料として行うこととし、その他の追加資料の配布は認めない。ただし、イメージ図等（スクリーン画像と同一のもの）は説明時の補助資料として認めるが、当該資料は評価対象としない。

(3) プレゼンテーションに出席しなかった者等について

正当な理由なくプレゼンテーションに出席しなかった入札参加者については、その企画提案を評価せず、失格とし、落札者とししない。

9 契約締結

(1) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、下記(2)イに基づき落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置（以下「参加停止措置」という。）を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条第 1 号に該当するときは、契約保証金等の納付を免除する。

(2) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(3) 契約書の作成

ア 契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約条項

別紙 4 「契約書（案）」のとおり

10 入札説明書、仕様等に関する質問及び回答

(1) 質問の受付

ア 提出方法

質問がある場合は、書面（別紙 5）にて、持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

ただし、持参する場合は、休日を除く毎日、8 時 45 分から 17 時 15 分まで。

イ 提出期限

令和 6 年 5 月 10 日(金) 16 時 00 分まで

ウ 提出先

上記 2 と同じ。なお、ファクシミリ又は電子メール送信後は電話により着信確認をすること。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期限

令和 6 年 5 月 14 日(火)まで随時回答する。

イ 回答の閲覧方法

上記 2 の契約担当部局において紙面にて閲覧に供するとともに、札幌市下水道河川局のホームページに掲載する。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類の作成等

入札手続に係る提出書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。また、提出された書類は、返却しないものとする。

(3) 企画提案書類の公表

総合評価に関する審査結果を除き、提出された企画提案書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、非公開情報を除いて、公開請求者に公開する。

(4) 企画提案の履行確保について

ア 落札者が提示した企画提案内容については、特記仕様書として上記 9(4)の契約条項に加え約定する。

イ 上記アで約定した特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、落札者自らの責任において、誠実に履行するものとする。ただし、本市の要求水準を満たしていない提案内容については、本市の是正指示に従い履行すること。

ウ 特記仕様書について、契約の相手方（落札者）が正当な理由なく履行せず、札幌市からその是正指示を受けたにもかかわらず、契約の相手方（落札者）がその指示に従わず、特記仕様書の履行の見込みがないと認めるときは、その者に対し、参加停止措置を行う場合がある。

エ 上記ウの場合において、参加停止措置の有無にかかわらず、契約の相手方（落札者）に対し、請求金額から履行しない割合に相当する金額を減額する場合がある。

オ 上記ウの是正指示を受けた契約の相手方（落札者）が、その指示に従わず、特記仕様書の履行の見込みがないと認める場合であって、契約を継続し難い重大な事由があると認めるときは、契約を解除する場合がある。

(5) 参加資格の説明

上記 4(3)の後段に基づき、入札参加資格申請を行い、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、その事由についての説明を書面により求めることができる。

(6) 苦情の申立

本調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、書面にて札幌市入札・契約等審議委員会へ苦情を申し立てることができる。

(7) 苦情の申立に伴う取扱い

上記(6)による苦情の申し立てがなされた場合、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。